

別冊

[議案第23号 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム
審議会規則の制定について]

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次条に規定する委員13人以内で組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小学校教育又は幼児教育について学識経験を有する者
- (2) 寝屋川市私立幼稚園協議会会員
- (3) 寝屋川市民間保育所協議会会員
- (4) 寝屋川市民生委員児童委員
- (5) 寝屋川市立校園P.T.A.協議会役員
- (6) 教育監のうち市立幼稚園に関する事務を所管するもの
- (7) こども部長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が小学校就学前教育支援のためのプログラムを策定した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定

める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会は、審議会の所掌事務のうち特定の事項について専門的な調査及び検討を行わせるため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が定める。

(資料の提出等の要求等)

第8条 審議会は、その担任事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会は、その担任事務を遂行するため特に必要があると認めるとときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第9条 審議会は、審議の結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、学校教育部学務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定に
かかわらず、教育長が招集し、委員長が選定されるまでの間は第3条第6号に
掲げる者が議長となるものとする。